

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成20年9月3日

京都市長 門川大作

1 申請者の氏名

岡田直司

2 建築協定の名称

京都市西京区桂坂あかしあ地区建築協定

3 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町二丁目2番地の1から2番地の9まで、3番地の1から3番地の19まで、4番地の1から4番地の16まで、4番地の18、4番地の19、5番地の1から5番地の6まで、6番地の1から6番地の6まで、7番地の1から7番地の25まで、8番地の1から8番地の25まで、9番地の1から9番地の24まで及び10番地の1から10番地の7まで

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町二丁目1番地及び4番地の17

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及びその他の事項

6 協定の期間

10年

7 認可年月日及び番号

平成 20 年 9 月 3 日付け第 13-001 号

(都市計画局建築指導部建築指導課)